



島根県報

平成26年3月31日（月）

号外第59号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県県税条例の一部を改正する条例

（税 務 課） 3

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第29号）

1 条例の概要

- (1) 個人が耐震基準不適合既存住宅を取得した場合における不動産取得税の徴収猶予の申告に関する規定を整備することとした。（第24条関係）
- (2) 新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くし、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減する特例措置について、重課割合並びに軽課対象及び軽課割合の見直しを行った上、次の措置を講ずることとした。（附則第19項関係）

ア 環境負荷の大きい自動車

- (ア) 新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。（イ）において同じ。）について、その経過した日の属する年度以後に税率のおおむね100分の15（バス及びトラック並びにこれらに準ずる特種用途車については税率のおおむね100分の10）を重課する特例措置を講ずることとした。

a ガソリン車又はLPG車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

b ディーゼル車その他のaに掲げる自動車以外の自動車で平成17年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

- (イ) 次の自動車について、平成26年度分は、税率のおおむね100分の10を重課する特例措置を講ずることとした。

a ガソリン車又はLPG車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

b ディーゼル車その他のaに掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

イ 環境負荷の小さい自動車

平成26年度及び平成27年度に新車新規登録された次の自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずることとした。

- (ア) 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上かつ平成32年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの及びクリーンディーゼル乗用車について、税率のおおむね100分の75を軽減すること。

- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（ア）に該当する自動車を除く。）について、税率のおおむね100分の50を軽減すること。

- (3) 引用する条項の整理

- (4) その他規定の整理

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第29号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「（法第73条の27の4第2項及び法第73条の27の6第2項）を「、法第73条の27の4第2項（法第73条の27の5第2項及び法第73条の27の7第2項）」に、「第73条の27の5第2項」を「第73条の27の6第2項」に改める。

附則第19項中「次の各号のように読み替えるものとする」を「当該各号に定めるところによる」に改め、同項第1号中「規定中」の次に「同表の」を加え、「重課税率欄」を「それぞれ同表の最大重課税率欄」に改め、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同号ア中「平成13年3月31日」を「平成15年3月31日」に、「初めて」を「最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同号イ中「平成15年3月31日」を「平成17年3月31日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 法附則第12条の3第2項に規定する自動車に対する平成26年度分の自動車税に係る第47条の規定の適用については、前号の規定にかかわらず、次の表の条項欄に掲げる規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の最小重課税率欄に掲げる字句とする。

附則第19項第3号中「同条第6項」を「同条第8項」に改め、「規定中」の次に「同表の」を加え、「最大軽課税率欄」を「それぞれ同表の中間軽課税率欄」に改め、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第4号中「同条第6項」を「同条第8項」に改め、「規定中」の次に「同表の」を加え、「中間軽課税率欄」を「それぞれ同表の最小軽課税率欄」に改め、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項に次の2号を加える。

(5) 法附則第12条の3第6項に規定する自動車に対する第47条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に

新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の条項欄に掲げる規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の最大軽課税率欄に掲げる字句とする。

- (6) 法附則第12条の3第7項に規定する自動車（前号の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第47条の規定の適用については、当該自動車が平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成27年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成28年度分の自動車税に限り、次の表の条項欄に掲げる規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の中間軽課税率欄に掲げる字句とする。

附則第19項の表を次のように改める。

条 項	通常税率	最大重課 税率	最小重課 税率	最大軽課 税率	中間軽課 税率	最小軽課 税率
第47条第1項 第1号ア	7,500円	8,600円	8,200円	2,000円	4,000円	6,000円
	8,500円	9,700円	9,300円	2,500円	4,500円	6,500円
	9,500円	10,900円	10,400円	2,500円	5,000円	7,500円
	13,800円	15,800円	15,100円	3,500円	7,000円	10,500円
	15,700円	18,000円	17,200円	4,000円	8,000円	12,000円
	17,900円	20,500円	19,600円	4,500円	9,000円	13,500円
	20,500円	23,500円	22,500円	5,500円	10,500円	15,500円
	23,600円	27,100円	25,900円	6,000円	12,000円	18,000円
	27,200円	31,200円	29,900円	7,000円	14,000円	20,500円
	40,700円	46,800円	44,700円	10,500円	20,500円	31,000円
第47条第1項 第1号イ	29,500円	33,900円	32,400円	7,500円	15,000円	22,500円
	34,500円	39,600円	37,900円	9,000円	17,500円	26,000円
	39,500円	45,400円	43,400円	10,000円	20,000円	30,000円

	45,000円	51,700円	49,500円	11,500円	22,500円	34,000円
	51,000円	58,600円	56,100円	13,000円	25,500円	38,500円
	58,000円	66,700円	63,800円	14,500円	29,000円	43,500円
	66,500円	76,400円	73,100円	17,000円	33,500円	50,000円
	76,500円	87,900円	84,100円	19,500円	38,500円	57,500円
	88,000円	101,200円	96,800円	22,000円	44,000円	66,000円
	111,000円	127,600円	122,100円	28,000円	55,500円	83,500円
第47条第1項	6,500円	7,100円	7,100円	2,000円	3,500円	5,000円
第2号ア(カ)	9,000円	9,900円	9,900円	2,500円	4,500円	7,000円
を除く。)	12,000円	13,200円	13,200円	3,000円	6,000円	9,000円
	15,000円	16,500円	16,500円	4,000円	7,500円	11,500円
	18,500円	20,300円	20,300円	5,000円	9,500円	14,000円
	22,000円	24,200円	24,200円	5,500円	11,000円	16,500円
	25,500円	28,000円	28,000円	6,500円	13,000円	19,500円
	29,500円	32,400円	32,400円	7,500円	15,000円	22,500円
	4,700円	5,100円	5,100円	1,200円	2,400円	3,500円
	15,100円	16,600円	16,600円	4,000円	8,000円	11,500円
	7,500円	8,200円	8,200円	2,000円	4,000円	6,000円
第47条第1項	8,000円	8,800円	8,800円	2,000円	4,000円	6,000円
第2号イ(カ)	11,500円	12,600円	12,600円	3,000円	6,000円	9,000円
を除く。)	16,000円	17,600円	17,600円	4,000円	8,000円	12,000円
	20,500円	22,500円	22,500円	5,500円	10,500円	15,500円
	25,500円	28,000円	28,000円	6,500円	13,000円	19,500円
	30,000円	33,000円	33,000円	7,500円	15,000円	22,500円
	35,000円	38,500円	38,500円	9,000円	17,500円	26,500円
	40,500円	44,500円	44,500円	10,500円	20,500円	30,500円
	6,300円	6,900円	6,900円	1,600円	3,200円	4,700円
	20,600円	22,600円	22,600円	5,500円	10,500円	15,500円

	10,200円	11,200円	11,200円	3,000円	5,500円	8,000円
第47条第1項	12,000円	12,000円	12,000円	3,000円	6,000円	9,000円
第3号ア(ア)	14,500円	14,500円	14,500円	4,000円	7,500円	11,000円
	17,500円	17,500円	17,500円	4,500円	9,000円	13,500円
	20,000円	20,000円	20,000円	5,000円	10,000円	15,000円
	22,500円	22,500円	22,500円	6,000円	11,500円	17,000円
	25,500円	25,500円	25,500円	6,500円	13,000円	19,500円
	29,000円	29,000円	29,000円	7,500円	14,500円	22,000円
第47条第1項	26,500円	29,100円	29,100円	7,000円	13,500円	20,000円
第3号ア(イ)	32,000円	35,200円	35,200円	8,000円	16,000円	24,000円
	38,000円	41,800円	41,800円	9,500円	19,000円	28,500円
	44,000円	48,400円	48,400円	11,000円	22,000円	33,000円
	50,500円	55,500円	55,500円	13,000円	25,500円	38,000円
	57,000円	62,700円	62,700円	14,500円	28,500円	43,000円
	64,000円	70,400円	70,400円	16,000円	32,000円	48,000円
第47条第1項	33,000円	36,300円	36,300円	8,500円	16,500円	25,000円
第3号イ	41,000円	45,100円	45,100円	10,500円	20,500円	31,000円
	49,000円	53,900円	53,900円	12,500円	24,500円	37,000円
	57,000円	62,700円	62,700円	14,500円	28,500円	43,000円
	65,500円	72,000円	72,000円	16,500円	33,000円	49,500円
	74,000円	81,400円	81,400円	18,500円	37,000円	55,500円
	83,000円	91,300円	91,300円	21,000円	41,500円	62,500円
第47条第1項	4,500円	5,100円	4,900円	1,500円	2,500円	3,500円
第4号ア ((エ)	7,000円	8,000円	7,700円	2,000円	3,500円	5,500円
を除く。)	3,900円	4,400円	4,200円	1,000円	2,000円	3,000円
第47条第1項	6,000円	6,900円	6,600円	1,500円	3,000円	4,500円
第4号イ ((エ)	9,500円	10,900円	10,400円	2,500円	5,000円	7,500円
を除く。)	5,300円	6,000円	5,800円	1,500円	3,000円	4,000円

第47条第 1 項	6,500円	7,100円	7,100円	2,000円	3,500円	5,000円
第 5 号ア(ア)	12,800円	14,000円	14,000円	3,500円	6,500円	10,000円
第47条第 1 項	6,500円	7,100円	7,100円	2,000円	3,500円	5,000円
第 5 号ア(イ) a	9,000円	9,900円	9,900円	2,500円	4,500円	7,000円
	12,000円	13,200円	13,200円	3,000円	6,000円	9,000円
	15,000円	16,500円	16,500円	4,000円	7,500円	11,500円
	18,500円	20,300円	20,300円	5,000円	9,500円	14,000円
	22,000円	24,200円	24,200円	5,500円	11,000円	16,500円
	25,500円	28,000円	28,000円	6,500円	13,000円	19,500円
	29,500円	32,400円	32,400円	7,500円	15,000円	22,500円
	4,700円	5,100円	5,100円	1,500円	2,500円	4,000円
	48,300円	52,800円	52,800円	13,500円	25,000円	38,500円
第47条第 1 項 第 5 号ア(イ) b	第 4 号に 規定する 営業用の 区分によ る当該区 分ごとの 額	けん引車 にあつて は4,200 円、それ 以外のも のにあつ ては7,700 円	けん引車 にあつて は4,200 円、それ 以外のも のにあつ ては7,700 円	けん引車 にあつて は1,000 円、それ 以外のも のにあつ ては2,000 円	けん引車 にあつて は2,000 円、それ 以外のも のにあつ ては3,500 円	けん引車 にあつて は3,000 円、それ 以外のも のにあつ ては5,500 円
	第 2 号	附則第19 項第 1 号 の規定に より読み 替えて適 用される 第 2 号	附則第19 項第 2 号 の規定に より読み 替えて適 用される 第 2 号	附則第19 項第 5 号 の規定に より読み 替えて適 用される 第 2 号	附則第19 項第 3 号 又は第 6 号の規定 により読 み替えて 適用され る第 2 号	附則第19 項第 4 号 の規定に より読み 替えて適 用される 第 2 号

第47条第1項 第5号イ(ア)	第1号	附則第19 項第1号 の規定に より読み 替えて適 用される 第1号	附則第19 項第2号 の規定に より読み 替えて適 用される 第1号	附則第19 項第5号 の規定に より読み 替えて適 用される 第1号	附則第19 項第3号 又は第6 号の規定 により読 み替えて 適用され る第1号	附則第19 項第4号 の規定に より読み 替えて適 用される 第1号
	第2号	附則第19 項第1号 の規定に より読み 替えて適 用される 第2号	附則第19 項第2号 の規定に より読み 替えて適 用される 第2号	附則第19 項第5号 の規定に より読み 替えて適 用される 第2号	附則第19 項第3号 又は第6 号の規定 により読 み替えて 適用され る第2号	附則第19 項第4号 の規定に より読み 替えて適 用される 第2号
	第3号	附則第19 項第1号 の規定に より読み 替えて適 用される 第3号	附則第19 項第2号 の規定に より読み 替えて適 用される 第3号	附則第19 項第5号 の規定に より読み 替えて適 用される 第3号	附則第19 項第3号 又は第6 号の規定 により読 み替えて 適用され る第3号	附則第19 項第4号 の規定に より読み 替えて適 用される 第3号
第47条第1項 第5号イ(イ)	23,600円	27,100円	25,900円	6,000円	12,000円	18,000円
	27,600円	31,700円	30,300円	7,000円	14,000円	21,000円
	31,600円	36,300円	34,700円	8,000円	16,000円	24,000円
	36,000円	41,400円	39,600円	9,000円	18,000円	27,000円

		40,800円	46,900円	44,800円	10,500円	20,500円	31,000円
		46,400円	53,300円	51,000円	12,000円	23,500円	35,000円
		53,200円	61,100円	58,500円	13,500円	27,000円	40,000円
		61,200円	70,300円	67,300円	15,500円	31,000円	46,000円
		70,400円	80,900円	77,400円	18,000円	35,500円	53,000円
		88,800円	102,100円	97,600円	22,500円	44,500円	67,000円
第47条第1項		8,000円	8,800円	8,800円	2,000円	4,000円	6,000円
第5号イ(エ) a		11,500円	12,600円	12,600円	3,000円	6,000円	9,000円
		16,000円	17,600円	17,600円	4,000円	8,000円	12,000円
		20,500円	22,500円	22,500円	5,500円	10,500円	15,500円
		25,500円	28,000円	28,000円	6,500円	13,000円	19,500円
		30,000円	33,000円	33,000円	7,500円	15,000円	22,500円
		35,000円	38,500円	38,500円	9,000円	17,500円	26,500円
		40,500円	44,500円	44,500円	10,500円	20,500円	30,500円
		6,300円	6,900円	6,900円	2,000円	3,500円	5,000円
		65,700円	72,100円	72,100円	18,500円	34,500円	50,500円
第47条第1項 第5号イ(エ) b	第4号に 規定する 自家用の 区分によ る当該区 分ごとの 額	けん引車 にあつて は5,800 円、それ 以外のも のにあつ ては 10,400円	けん引車 にあつて は5,800 円、それ 以外のも のにあつ ては 10,400円	けん引車 にあつて は1,500 円、それ 以外のも のにあつ ては2,500 円	けん引車 にあつて は3,000 円、それ 以外のも のにあつ ては5,000 円	けん引車 にあつて は4,000 円、それ 以外のも のにあつ ては7,500 円	
	第2号	附則第19 項第1号 の規定に より読み	附則第19 項第2号 の規定に より読み	附則第19 項第5号 の規定に より読み	附則第19 項第3号 又は第6 号の規定	附則第19 項第4号 の規定に より読み	

		替えて適用される 第 2 号	替えて適用される 第 2 号	替えて適用される 第 2 号	により読み替えて 適用される 第 2 号	替えて適用される 第 2 号
第 47 条第 2 項 第 1 号	3,700円	4,100円	4,100円	1,000円	1,800円	2,800円
	4,700円	5,200円	5,200円	1,200円	2,300円	3,500円
	6,300円	6,900円	6,900円	1,600円	3,200円	5,000円
第 47 条第 2 項 第 2 号	5,200円	5,700円	5,700円	1,300円	2,600円	4,000円
	6,300円	6,900円	6,900円	1,600円	3,200円	5,000円
	8,000円	8,800円	8,800円	2,000円	4,000円	6,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）第 24 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 3 新条例附則第 19 項の規定は、平成 26 年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成 25 年度分までの自動車税については、なお従前の例による。